

令和6年5月28日（火）公表資料
釜石大槌地区行政事務組合消防本部

職員の懲戒処分等について

令和6年5月28日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表いたします。

記

1 概要

令和6年1月19日（金）未明、当時、釜石消防署に所属する当事者が、岩手県消防学校女子寮において、「住居侵入及び不同意わいせつ未遂」事件を起こし、令和6年5月13日盛岡地方裁判所で行われた公判により懲役2年、執行猶予4年の判決を言い渡され、令和6年5月28日に刑が確定となったものである。

2 当事者処分内容

- (1) 所 属 釜石大槌地区行政事務組合 消防本部
- (2) 階 級 消防副士長
- (3) 年 齢 30代
- (4) 性 別 男 性
- (5) 処分内容 失 職

3 指導監督不適正による処分内容（※2名の所属、階級は事案当時のもの）

- (1) 所 属 ① 釜石消防署 ② 釜石消防署
- (2) 階 級 ① 消防司令長 ② 消防司令
- (3) 年 齢 ① 50代 ② 50代
- (4) 性 別 ① 男 性 ② 男 性
- (5) 処分内容 ① 厳重注意（文書）② 厳重注意（文書）

4 再発防止等について（消防長コメント）

この度は、被害にあわれた方、そしてご家族に対し心から深くお詫び申し上げます。

職員がこのような不祥事を起こしたことにより、全体の奉仕者である公務員としての信頼を損ねることになり、重ねてお詫び申し上げます。

職員の非違行為に対しましては厳正に対処し、不祥事の再発を防止するため、改めて全職員への倫理研修の実施をし、引き続き服務規律の確保に努めてまいります。